

区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における介護補償の限度額の改定等について

☞ 区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における介護補償の限度額等を改定するとともに、規定の整備を行う。

内 容

1 趣 旨

- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第97号）の施行に伴い、区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る介護補償の限度額及び補償基礎額の扶養加算額を改定する。
- 法令の改正に伴い、規定の整備を行う。

2 内 容

改正を要する条例：中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月中央区条例第15号）

改正項目	変更内容	施行日	適用日
介護補償の限度額改定（第12条第2項）	○常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 改定前 81,290円 → 改定後 85,490円 ○随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 改定前 40,600円 → 改定後 42,700円	公布の日	令和7年 4月1日
補償基礎額の扶養加算額改定（第4条第3項）（施行日から令和8年3月31日までは経過措置あり）	○配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 改正前 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医の扶養親族たる配偶者 100円）→ 改正後 削除 ※経過措置期間中は、100円。ただし、経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医の扶養親族たる配偶者 0円) ○22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 改正前 300円 → 改正後 434円 ※経過措置期間中は、384円		
法令の改正に伴う規定の整備（第4条第3項）	補償基礎額の扶養加算額の改定に伴い、「特定期間」等に係る規定の整備（文言整理）を行う。		